

# 兵庫県農業近代化資金利子補給規則

制定 昭和37年3月9日規則第4号

～（略）～

改正 平成17年3月31日規則第36号

改正 令和3年4月1日規則第10号

## （目的）

第1条 この規則は、農業者等が融資を受ける農業近代化資金につき利子補給を行うことにより、農業経営の近代化に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号 以下「法」という。）第2条第1項に規定する農業者等をいう。
- (2) 融資機関 法第2条第2項に規定する融資機関をいう。
- (3) 農業近代化資金 法第2条第3項に規定する農業近代化資金をいう。

## （利子補給）

第3条 県は、予算の範囲内において、融資機関との契約により、当該融資機関が農業者等に貸し付けた農業近代化資金につき、利子補給金を交付するものとする。

2 前項の契約は、利子補給契約書によって行うものとする。

## （利子補給の率）

第4条 前条第1項の規定による利子補給の率は、知事が別に定める。

## （利子補給金の額等）

第5条 利子補給金は、毎年1月から6月まで及び7月から12月までの各期間（以下これらを「計算期間」という。）分ごとに交付するものとし、その額は、融資機関が融資している農業近代化資金の種類ごとに算出した計算期間中に係る融資平均残高（計算期間中の毎日の最高融資残高（延滞金を除く。）の総和を365で除して得た金額をいう。）に対する利子補給の金額の合計額とする。

## （利子補給金の請求）

第6条 融資機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、農業近代化資金利子補給金交付請求書（別記様式）正副2通にそれぞれ利子補給金計算明細書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

## （利子補給金の支払）

第7条 知事は、前条の規定による利子補給金の交付の請求があった場合において、適当であると認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内にこれを交付するものとする。

## （利子補給の打ち切り等）

第8条 知事は、次の各号の一に該当するときは、融資機関に対して、利子補給金の交付を打ち切り、又はすでに交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) 融資機関が、第3条第1項の契約の条項に違反したとき。
- (2) 融資機関から県の利子補給に係る農業近代化資金の融資を受けた者が、当該資金をその目的以外の目的に使用したとき。

(報告及び調査)

第9条 知事は、利子補給に係る事務を適正に執行するため必要があると認めるときは、融資機関に対して必要な報告をさせ、又は当該職員に帳簿、書類等を調査させることがある。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(有畜農家創設維持規則等の廃止)

2 有畜農家創設維持規則（昭和29年兵庫県規則第47号）及び農業改良資金利子補給規則（昭和31年兵庫県規則第104号）は、廃止する。

(経過措置)

3 昭和36年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに融資機関が農業者等に融資した資金で、農業近代化資金の要件のすべてを備えているものは、農業近代化資金とみなし、この規則の規定を適用する。この場合における昭和36年分に係る利子補給金の額は、第5条の規定にかかわらず、同年4月から12月までの期間分につき、同条の規定の例により算定するものとする。

4 この規則の施行前に有畜農家創設維持規則による融資を受けた有畜農家創設事業資金については、同規則は、なお効力を有する。

5 この規則の施行前に農業改良資金債務保証規則（昭和36年兵庫県規則第9号）による県の保証を受けて融資を受けた施設資金については、農業改良資金利子補給規則は、なお効力を有する。

(昭和36年度に融資を受けた者に関する特例)

6 昭和36年4月1日から昭和37年3月31日までに融資を受けた農業近代化資金については、昭和36年4月1日から昭和37年3月31日までの期間に係る利子補給の率は、別表中「3分5厘」とあるのは「2分」と、「1分5厘」とあるのは「1分」と読み替え、昭和37年4月1日以降の期間に係る利子補給率は、同表中「3分5厘」とあるのは「2分5厘」と読み替えて、この規則の規定を適用する。

附 則（平成4年3月10日規則第9号）

(施行期日)

1 この規則は、平成4年3月10日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の兵庫県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成4年3月10日以後に知事の承諾を得て貸し付ける農業近代化資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた農業近代化資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日規則第36号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規則第10号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

## 農業近代化資金利子補給金交付請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

融資機関 所在地

名称

代表者の氏名

電話（ ） —

電子メール

兵庫県農業近代化資金利子補給規則第6条の規定に基づき下記のとおり利子補給金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

利子補給金請求額 \_\_\_\_\_ 円